

平成 31 年 2 月 27 日提出

平成 31 年 3 月 市議会定例会議案

白 河 市

議案第1号

本庁舎耐震補強及び大規模改修建築工事請負契約について

市は、次のとおり本庁舎耐震補強及び大規模改修建築工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 本庁舎耐震補強及び大規模改修建築工事請負契約
- 2 工期 議会の議決を得た日の翌日から平成33年3月31日まで
- 3 契約金額 1,501,200,000円
- 4 契約の方法 共同企業体による制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市中田260番地
　　県南・兼子特定建設工事共同企業体
　　代表者 福島県南土建工業株式会社
　　代表取締役 小野利廣

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第2号

本庁舎耐震補強及び大規模改修電気設備工事請負契約について

市は、次のとおり本庁舎耐震補強及び大規模改修電気設備工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 本庁舎耐震補強及び大規模改修電気設備工事請負契約
- 2 工期 議会の議決を得た日の翌日から平成33年3月31日まで
- 3 契約金額 540,000,000円
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 白河市西三坂50番地1
車田電気工業株式会社
代表取締役 車田昭

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第3号

本庁舎耐震補強及び大規模改修暖冷房衛生設備工事請負契約について

市は、次のとおり本庁舎耐震補強及び大規模改修暖冷房衛生設備工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 本庁舎耐震補強及び大規模改修暖冷房衛生設備工事請負契約
- 2 工期 議会の議決を得た日の翌日から平成33年3月31日まで
- 3 契約金額 250,560,000円
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 白河市新白河一丁目251番地
山田設備工業株式会社
代表取締役 山田義顕

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第5号

白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
例の一部を改正する条例

白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白河市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項の次に次のように加える。

9の2 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 6 号

白河市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の 一部を改正する条例

白河市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成 29 年白河市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

本則中「教育に関する事務のうち文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(白河市部設置条例の一部改正)
- 2 白河市部設置条例（平成 17 年白河市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表建設部の項に次の 1 号を加える。
(7) 文化財の保護に関すること。
(白河市歴史民俗資料館等運営協議会条例の一部改正)
- 3 白河市歴史民俗資料館等運営協議会条例（平成 18 年白河市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第 3 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 7 条中「教育委員会事務局」を「建設部」に改める。
(白河市文化財保護条例の一部改正)
- 4 白河市文化財保護条例（平成 17 年白河市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 6 条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 7 条第 1 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に改め、同条第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 8 条及び第 9 条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 10 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第 11 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 12 条、第 13 条第 3 項、第 14 条第 1 項から第 4 項まで及び第 7 項、第 15 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 項及び第 9 項、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第

3項、第19条第1項及び第7項、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項並びに第28条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第29条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第31条、第33条及び第34条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第35条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(白河市文化財保護審議会条例の一部改正)

5 白河市文化財保護審議会条例（平成18年白河市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第190条第1項」を「第190条第2項」に改める。

第2条中「白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第3条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会事務局」を「建設部」に改める。

(経過措置)

6 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第7号

白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年白河市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第8号

白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「4万6,300円」を「5万9,900円」に改める。

第22条第1項中「それぞれ基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（勤勉手当に関する経過措置）

2 この条例による改正後の白河市職員の給与に関する条例第22条第1項の規定は、平成31年12月以降に支給する勤勉手当について適用し、同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第9号

白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成23年白河市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第28条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第3項中「第1項第3号」の次に「及び第4号」を加え、同条第4項中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白河市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例

白河市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年白河市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「年3パーセント」を「年1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白河市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第11号

白河市生活交通バス条例の一部を改正する条例

白河市生活交通バス条例（平成17年白河市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「ただし、」の次に「通用期間前若しくは通用期間内の定期券又は」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

(1) 現金、回数券又はその双方

区分	使用料
大人	1乗車につき200円
子ども	1乗車につき100円
乳幼児	無料

備考

- 1 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 2 「子ども」とは、小学生をいう。次表において同じ。
- 3 「乳幼児」とは、小学生未満の者をいう。

(2) 定期券

区分	期間	使用料
一般	1月	6,000円
	3月	17,100円
学生	1月	4,500円
	3月	12,820円
子ども	1月	3,000円
	3月	8,550円

備考

- 1 「一般」とは、学生及び子ども以外の者をいう。
- 2 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校及び大学並びに同法第124条に規定する専修学校に通学する者並びにこれらに準ずる者をいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第12号

白河市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改
正する条例

白河市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成17年白河市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「7月1日」を「10月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第13号

白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を 改正する条例

白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（平成17年白河市条例第91号）の
一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

第4条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表の(1)の表中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者のうち70歳以上の者」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第14号

白河市介護保険条例の一部を改正する条例

白河市介護保険条例(平成17年白河市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「31,900円」を「26,600円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,300円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,400円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の白河市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第15号

白河市営住宅条例の一部を改正する条例

白河市営住宅条例（平成17年白河市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1 石切場市営住宅の項中

白河市石切場43番地

白河市石切場50番地

を
白河市石切場50番

地に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第16号

白河市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

白河市歴史民俗資料館条例（平成17年白河市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第1条中「資料館」を「白河市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）」に改める。

第3条中「白河市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）」を「資料館」に改め、同条ただし書中「白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2号ただし書中「又は日曜日」を「、日曜日又は休日」に改める。

第4条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「利用時間」を「開館時間」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4号中「設置の目的に反する」を「管理上支障がある」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の白河市歴史民俗資料館条例の規定によりなされている処分その他の行為は、この条例による改正後の白河市歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市白河集古苑条例の一部を改正する条例

白河市白河集古苑条例（平成17年白河市条例第173号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市小峰城歴史館条例

第1条中「結城家及び阿部家寄託の資料に関する保存、調査及び展示を行い」を「小峰城及び結城家・阿部家ほか歴代の城主に関する資料等の保存・展示及び調査を行い、史跡小峰城跡の保存及び活用に資するとともに」に、「集古苑」を「小峰城歴史館（以下「歴史館」という。）」に改める。

第2条の表以外の部分中「集古苑」を「歴史館」に改め、同条の表中「白河集古苑」を「小峰城歴史館」に改める。

第3条を削る。

第4条中「集古苑」を「歴史館」に改め、同条ただし書中「白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2号ただし書中「又は日曜日」を「、日曜日又は休日」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（開館時間等）

第4条 歴史館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、入館時間は、午後4時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。

第5条を削る。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、「集古苑」を「歴史館」に改め、同条第2号中「集古苑」を「歴史館」に改め、同条第4号中「その設置の目的に反する」を「歴史館の管理上支障がある」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「集古苑」を「歴史館」に改め、同条第2項中「、その経費に充てるため」を削り、「徴収するものとする」を「納入しなければならない」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「集古苑」を「歴史館」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「集古苑」を「歴史館」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「集古苑」を「歴史館」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条ただし書を削り、同条を第11条とする。

別表中「第7条」を「第6条」に改め、同表一般（大学生を含む。）の項中「320円」を「300円」に改め、同項の次に次のように加える。

障害者	100円	50円
-----	------	-----

別表高校生、中学生及び小学生の項中「80円」を「50円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は福島県療育手帳制度要綱（昭和49年4月9日福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者をいう。
- 3 障害者で高校生、中学生又は小学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者1人につき1人に限る。）は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の白河市白河集古苑条例の規定によりなされている処分その他の行為は、この条例による改正後の白河市小峰城歴史館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（白河市歴史民俗資料館等運営協議会条例の一部改正）

- 3 白河市歴史民俗資料館等運営協議会条例（平成18年白河市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「白河集古苑」を「小峰城歴史館」に改める。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第18号

白河市運動公園条例の一部を改正する条例

白河市運動公園条例(平成17年白河市条例第177号)の一部を次のように改正する。
別表第2 白河市総合運動公園の項を次のように改める。

白河市総合運動公園	市民プール	1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日までの日
	陸上競技場	(1) 毎月第1水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日とする。
	多目的グラウンド	(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
	テニスコート	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。
	中央体育館	(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日
国体記念体育館	スポーツプラザ	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。
		(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

別表第2 白河市しらさかの森スポーツ公園の項休業日の欄中「月曜日」を「毎月第1水曜日」に改める。

別表第3 白河市しらさかの森スポーツ公園の項を次のように改める。

白河市しらさかの森 スポーツ公園	多目的グラウンド	午前9時から午後5時まで
	ブルースタジアム	
	グリーンスタジアム	午前9時から午後9時まで
	テニスコート	午前9時から午後5時まで(3月1日から11月30日までの間は午前9時から午後9時まで)
	センターハウス	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例（平成24年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第5号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に改め、同項第7号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第3号中「修めて卒業した」の次に「(当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の白河市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例第3条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第20号

村営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例等
を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 村営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例（昭和56年表郷村条例第20号）
- (2) 大信村営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例（昭和52年大信村条例第7号）
- (3) 東村土地改良事業等にかかる賦課金並びに分担金徴収条例（昭和60年東村条例第12号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第21号

小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

平成30年6月22日市議会の議決を受けた議案第90号小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成31年3月29日」を「平成31年7月10日」に変更する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第22号

釜子小学校建設事業屋内運動場建設建築工事請負契約の一部変更について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第74号釜子小学校建設事業屋内運動場建設建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成31年3月25日」を「平成31年6月28日」に、契約金額中「413,345,160円」を「421,879,320円」に変更する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第23号

白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定の一部変更について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第75号白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定についての一部を次のように変更する。

協定の金額中「388,000,000円」を「217,800,000円」に変更する。

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第24号

白河市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市中央デイサービスセンター	白河市北中川原313番地
白河市表郷デイサービスセンター	白河市表郷堀之内字堀ノ内1番地5
白河市大信デイサービスセンター	白河市大信増見字八幡山55番地
白河市東デイサービスセンター	白河市東上野出島字千草場153番地3

2 指定管理者

所在地

白河市北中川原313番地

団体名及び代表者名

社会福祉法人 白河市社会福祉協議会

会長 伊藤 満

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第25号

白河市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市中央老人福祉センター	白河市北中川原313番地

2 指定管理者

所在地

白河市北中川原313番地

団体名及び代表者名

社会福祉法人 白河市社会福祉協議会

会長 伊藤 満

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 26 号

白河市大信地域市民交流センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市大信地域市民交流センター	白河市大信増見字北田 76 番地 1

2 指定管理者

所在地

白河市大信町屋字町屋 195 番地

団体名及び代表者名

大信商工会

会長 塩田 芳美

3 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 31 年 2 月 27 日提出

白河市長 鈴木 和夫

議案第27号

白河市東文化センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市東文化センター	白河市東釜子字狐内47番地

2 指定管理者

所在地

白河市東釜子字狐内47番地

団体名及び代表者名

株式会社ひがし振興公社

代表取締役 圓 谷 光 昭

3 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第28号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月27日

白河市長 鈴木和夫

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成30年3月16日策定）の一部を次のように変更する。

計画書3の項中「平成30年度の1年間」を「平成30年度及び平成31年度の2年間」に変更する。

議案第29号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

1 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1339	老久保6号線	白河市老久保3番地1 白河市老久保4番地7	
2279	東三坂山団地1号線	白河市東三坂山2番地20 白河市東三坂山2番地70	
2280	東三坂山団地2号線	白河市東三坂山2番地81 白河市東三坂山2番地82	

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第16号 損害賠償について

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙

専決第16号

損害賠償について

市は、次により、交通事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 損害賠償の相手方の住所及び氏名
[REDACTED]
[REDACTED]

- 2 損害賠償の額

170, 186円

- 3 損害賠償をする理由

平成30年8月29日栃木県那須塩原市内の病院駐車場において、市有自動車が駐車中の[REDACTED]氏所有の普通自動車の左前部に接触し、同自動車に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月15日

白河市長 鈴木和夫

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第17号 損害賠償について

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙

専決第17号

損害賠償について

市は、次により、交通事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 損害賠償の相手方の住所及び氏名
[REDACTED]
[REDACTED]

- 2 損害賠償の額

91, 625円

- 3 損害賠償をする理由

平成30年7月9日城山公園駐車場において、市有自動車が [REDACTED] 氏所有の普通自動車の右側面に接触し、同自動車に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月20日

白河市長 鈴木和夫

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第18号 損害賠償について

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙
専決第18号

損害賠償について

市は、次により、物損事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 損害賠償の相手方の住所及び氏名
[REDACTED]
[REDACTED]

- 2 損害賠償の額

291,600円

- 3 損害賠償をする理由

平成30年7月31日市有消防車が[REDACTED]氏宅地内の看板に衝突し、同看板及びその基礎部分に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月26日

白河市長 鈴木和夫

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 損害賠償について

平成31年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙
専決第1号

損害賠償について

市は、次により、市道の管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

1 損害賠償の相手方の住所及び氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額

58,731円

3 損害賠償をする理由

平成30年12月20日市道巡り矢3号線において、[REDACTED]所有の普通自動車の右側前輪がグレーチング上を通過した際、同グレーチングが跳ね上がり、同自動車に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成31年1月11日

白河市長 鈴木和夫